

保険料の計算について

後期高齢者医療制度の保険料は個人ごとに算定され、一律に一定額が賦課される「均等割額」と、所得の状況に応じて賦課される「所得割額」の合計となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \text{※上限は57万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{39,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等－基礎控除33万円)×8\%} \\ \hline \end{array}$$

※前年の総所得金額等により、各種軽減措置が受けられる場合があります。

保険料の軽減措置の見直しについて

低所得世帯の方については、保険料の軽減が実施されているところですが、制度の持続性を高めるため「負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める」という観点から一部が見直されました。皆さまのご理解をお願いいたします。

▶ 均等割額の軽減の対象者の見直し

世帯内の「後期高齢者医療加入者」と「世帯主」の所得の合計額が次の条件を満たす場合は、均等割額が軽減されます。

- 青字の部分が見直され、変更になりました。

世帯の合計所得額	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(27万円×被保険者の数)以下 ※26万5千円から27万円に引き上げ	5割
33万円+(49万円×被保険者の数)以下 ※48万円から49万円に引き上げ	2割

▶ 所得割額の軽減の軽減される割合の見直し

総所得金額から基礎控除33万円を差し引いた額が58万円以下(年金収入のみの方は年金収入額が211万円以下)の方は、所得割額が軽減されます。

- 見直しにより、軽減される割合が5割から2割に変更になりました。

▶ 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置の見直し

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(社会保険)の被扶養者であった方は、所得割額と均等割額が軽減されます。

- 見直しにより、均等割額の軽減される割合が9割から7割に変更になりました。

※所得割額の軽減は変更がなく、軽減措置の対象者は賦課されません。

保険料の納め方

▶ 年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則・年金から天引きされます。(2カ月ごとの徴収)
※届出により、口座振替に変更できます。

▶ 口座振替や納付書による納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方や、年度途中に資格を取得した方等は、口座振替や納付書により納付してください。(納付書は7月中旬に年間分を送付)

※これまで国民健康保険を口座振替にしていた方も、改めて口座振替の手続きが必要です。

お問合せ

《保険料の算定等について》茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1213
《保険料の納付について》役場国保年金課 ☎029-885-0340内線116

今年の保険証は緑色です



有効期限は、平成29年8月1日～平成30年7月31日までの1年間です。

※後期高齢者医療保険料に未納がある場合は、新しい保険証の有効期限が短くなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

医療費の自己負担割合について

被保険者が負担する医療費の割合(自己負担割合)は、「1割」または「3割」です。前年の所得(住民税課税所得)をもとに判定されます。

▶ 自己負担割合が「3割」と判定された場合でも…

自己負担割合が「3割」と判定された場合でも、次の基準収入額適用申請の条件のいずれかに該当する方は、申請により「1割」になります。該当者には村から通知しますので、必ず申請をしてください。

- ・被保険者が同一世帯内に1人の場合は、総収入の合計額が383万円未満
- ・被保険者が同一世帯内に2人以上の場合は、総収入の合計額が520万円未満
- ・被保険者が同一世帯内に1人で、かつその世帯に70歳以上の世帯員がいる場合は、該当者の総収入の合計額が520万円未満

医療費の支払限度額について

1カ月に支払う医療費の限度額は所得区分により異なります。

▶ 区分Ⅱ、区分Ⅰに該当する方は…

所得区分が「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」に該当する方は、国保年金課に申請をすると自己負担限度額等が減額されます。申請後に交付される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を、保険証と合わせて医療機関等の窓口で提示してください。

※有効期限は申請した月の初日から次の7月31日までです。

※すでに認定証を所有しており、8月以降も引き続き該当となる方には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します。これに関する手続は不要です。

※新たに該当となる方には、通知および申請書を郵送しますので、申請をしてください。

所得区分	住民税課税所得額 ※前年度の所得(住民税課税所得)をもとに判定	自己負担割合	自己負担限度額(平成29年8月診療分～)	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合	3割	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)
	基準収入額適用申請の条件に該当する方	1割	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
一般	同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいない場合	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税である場合	1割	8,000円	15,000円
区分Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、世帯の所得が一定基準以下の場合	1割	8,000円	15,000円

※多数回は、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給があった場合の4回目以降の額となります。

保険証(被保険者証)を郵送します

後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)の有効期限は7月31日までです。被保険者には新しい保険証を7月末日までに簡易書留で郵送します。

後期高齢者医療保険制度に加入されている方とそのご家族の方へ